

平成 25 年 4 月 1 日

施設ご利用の皆様へ

新潟市民芸術文化会館指定管理者  
公益財団法人 新潟市芸術文化振興財団

## 新潟市暴力団排除条例施行について

日頃より、新潟市民芸術文化会館（りゅーとぴあ）をご利用いただき、誠にありがとうございます。  
ございます。

平成 25 年 4 月 1 日より「新潟市暴力団排除条例」が施行されることとなりました。この  
条例により、公の施設では「暴力団の利益となる利用」を排除する取組みが開始されます。

それにともない、利用者の皆様に下記のとおり暴力団の利益となる利用は行わない旨の  
誓約書を提出していただくことになりました。

つきましては、施設ご利用に際して、お手数をお掛けする場合もあるかと存じますが、  
ご理解いただき、ご協力の程よろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 誓約書の提出が必要になる時期

##### 平成 25 年 4 月 1 日以降に行われる初回の申請手続きより

- ※ ご利用日が平成 25 年 4 月 1 日以降でも、3 月 31 日までに手続きが完了している  
場合は今回利用時の提出は不要です。次回の手続きの際に提出をお願いいた  
します。
- ※ 条例施行後 2 回目以降の手続きの際は、以前に提出された誓約書の団体名・代  
表者名・住所に変更がなければ提出は不要です。

#### 2 誓約書の提出が必要となる対象

##### すべての施設利用申請者



新潟市民芸術文化会館  
施設課 利用サービス係

新潟市中央区一番堀通町3番地2

tel 025-224-5611

fax 025-224-5626